

# 官報号外

平成十八年十一月八日

## ○ 第百六十五回 参議院会議録第九号

平成十八年十一月八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第九号

平成十八年十一月八日

午前十時開議

第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に關し承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(扇千景君) この際、国家公務員等の任命に關する件についてお諮りいたします。

内閣から、

検査官に伏屋和彦君を、

地方財政審議会委員に伊東弘文君、池ノ内祐司君、木村陽子君、木内征司君及び佐藤信君を、

電波監理審議会委員に浮川初子君及び濱田純一君を、

中央労働委員会委員に岩村正彦君、赤塚信雄君、岡部喜代子君、岡部喜代子君、尾木雄君、佐藤英善君、藤村誠君、柴田和史君、菅野和夫君、曾田多賀君、野崎薰子君、林紀子君、廣見和夫君、坂東規子君、山川隆一君及び渡辺章君を、

労働保険審査会委員に平野由美子君を、

社会保険審査会委員に高原亮治君を、

運輸審議会委員に竹田正興君を、

また、公害健康被害補償不服審査会委員に柳憲一郎君及び清水夏繪君を、

任命することについて、本院の同意を求めてまい

以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

この際 お諮りいたします。

櫻井新君から海外渡航のため来る十七日から八日間の請暇の申出がございました。

平成十八年十一月八日 参議院会議録第九号

請暇の件 国家公務員等の任命に關する件

りました。

これより採決をいたします。

まず、検査官の任命について採決をいたしま

す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

内閣申出のとおり同意することの賛否につい

て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしま

す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま

す。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま

す。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま

す。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしま

す。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 次に、地方財政審議会委員のうち伊東弘文君及び木内征司君、中央労働委員会委員のうち岩村正彦君、赤塚信雄君、岡部喜代子君、佐藤英善君、柴田和史君、菅野和夫君、曾田多賀君、野崎薰子君、林紀子君、坂東規子君、山川隆一君及び渡辺章君並びに公害健康被害補償不服審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否につい

て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしま

す。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 次に、電波監理審議会委員の

うち伊東弘文君及び木内征司君、中央労働委員会

委員のうち岩村正彦君、赤塚信雄君、岡部喜代子

君、佐藤英善君、柴田和史君、菅野和夫君、曾田

多賀君、野崎薰子君、林紀子君、坂東規子君、山

川隆一君及び渡辺章君並びに公害健康被害補償不

服審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否につい

て、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。  
投票総数 百九十七  
賛成 百九十七  
反対 ○

よって、全会一致をもつて同意することに決しました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 内閣申出のとおり同意することの賛否につい

て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 次に、電波監理審議会委員の

うち池ノ内祐司君、木村陽子君及び佐藤信君の任

命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否につい

て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数 百九十七  
賛成 百九十七  
反対 九

よって、同意することに決しました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 次に、電波監理審議会委員の

うち池ノ内祐司君、木村陽子君及び佐藤信君の任

命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否につい

て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 次に、電波監理審議会委員の

うち池ノ内祐司君、木村陽子君及び佐藤信君の任

命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否につい

て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

百九十七

百二十

賛成

反対

よつて、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票開始  
投票総数

百九十七  
百八十四

賛成

反対

よつて、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、中央労働委員会委員のうち尾木雄君、藤村誠君及び廣見和夫君、労働保険審査会委員並びに社会保険審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

百九十七

五

賛成

反対

よつて、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○大江康弘君 ただいま議題となりました承認案件につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本承認案件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止を実施することとしたため、同法第五条第一項の規定により国会の承認を求めようとするものであります。

○議長(扇千景君) 次に、運輸審議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。す。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。す。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。す。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 日程第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関する承認を求める件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長大江康弘君。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

す。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。す。

〔投票開始〕

○大江康弘君 ただいま議題となりました承認案件につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案(外交防衛委員長提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。

外交防衛委員長柏村武昭君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(柏村武昭君登壇、拍手)

○柏村武昭君 ただいま議題となりました二法律案のうち、まず、独立行政法人国際協力機構法改正案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、政府開発援助をより効果的かつ効率的に実施するため、独立行政法人国際協力機構について、これまで国際協力銀行が行ってきた円借款業務を承継するとともに、無償資金協力の実施業務の一部を新たに追加する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、本改正後の新たな援助実施機関、いわゆる新JICA創設の意義と援助業務の一元的運用、新JICAの組織、人事制度の見通し、国家戦略を踏まえた援助の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

官 報 (号外)

次に、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案について、外交防衛委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

昭和三十一年から昭和三十四年までの間に実施されたドミニカ共和国への移住は、国が企画及び立案を行い、財團法人日本海外協会連合会が移住者の募集等の実施事務を行うことによりその事業が進められてまいりました。

しかし、入植予定地の事前調査や移住条件についての情報提供が適切に行われなかつたことなど

により、移住者の生活基盤の構築に多大な困難を生じさせ、移住者の方々は長年にわたる御労苦を余儀なくされてまいりました。このように、同國への移住については、他の移住先には見られない特有かつ特別の事情があつたと認められます。

本法律案は、ドミニカ移住者の方々に多大な御労苦をお掛けしたことについて国として率直に反省し、また、移住者の努力に報い、移住者が幾多の苦境を乗り越えて我が国とドミニカ共和国との友好関係の発展に寄与してきたことに深い敬意を表すとともに、引き続き両国の良好な関係の発展に資するよう、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関し必要な措置を講じようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、本法律案には特に前文を付し、本案制定に係る経緯及び趣旨を明記しております。

第二に、ドミニカ移住者又はその遺族に特別一時金を支給することとし、その特別一時金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者

の請求に基づいて外務大臣が行うこととしており申します。

第三に、特別一時金の額は、ドミニカ移住者の立案を行い、財團法人日本海外協会連合会が移住者の募集等の実施事務を行うことによりその事業

が進められてまいりました。

しかし、入植予定地の事前調査や移住条件につ

いての情報提供が適切に行われなかつたことなど

により、移住事業の経緯及び実態、移住者の実情を明らかにするための諸活動について負担をす

れ以外の方は百二十万円としております。

さらに、移住事業の経緯及び実態、移住者の実情を明らかにするための諸活動について負担をす

る等、特別の労苦があつた者として外務大臣が認める者には八十万円を加算することといたしてお

ります。

第四に、国は、ドミニカ共和国において移住者とその御家族の支援等を行ふ民間の団体の活動に

対して援助など必要な施策を講ずるものといたし

ております。

なお、この援助につきましては、先ほど説明い

たしました移住事業の経緯や実情等を明らかにす

るための諸活動につき特別の負担をした方々の費

用の一部を補てんする措置への援助として、総額

で邦貨二千万円に相当する額の資金を国より供与

することを含むことといたしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主な内容で

あります。

なお、本法律案は、昨七日、外交防衛委員会に

おいて、草案の提案者である尾辻秀久君からその

趣旨及び主な内容について説明を聴取し、内閣か

ら意見を聴取した後、全会一致をもつて委員会提

出の法律案とすることに決定したものでありま

す。

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしま

す。

午前十時十八分散会

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま

す。(拍手)

反対

投票総数  
百九十七

賛成

反対

よって、両案は全会一致をもつて可決されまし

た。(拍手)

○

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

小池 正勝君  
山本 保君

高野 博師君  
世耕 弘成君

福島みづほ君

鶴保 唐介君

田 英夫君

西田 実仁君

弘友 和夫君

中川 義雄君

山下 栄一君

山口那津男君

荒木 清寛君

浜四津敏子君

草川 昭三君

吉村剛太郎君

山崎 正昭君

田村耕太郎君

河合 常則君

椎名 一保君

未松 信介君

二之湯 智君

川口 順子君

岡田 直樹君

柏村 武昭君

岡山 加治屋義人君

小泉 顯雄君

中村 博彦君

秋元 司君

山本 順三君

荻原 健司君

野村 哲郎君

関口 昌一君

坂本由紀子君

中川 雅治君

北川イッセイ君

若林 正俊君

木庭健太郎君

吉村剛太郎君

山崎 正昭君

魚住裕一郎君

潤上 貞雄君  
高野 博師君

西田 公平君

岩永 浩美君

魚住 汎英君

北岡 秀二君

市川 一朗君

狩野 安君

佐藤 泰三君

議員  
近藤 正道君  
鷄淵 洋子君  
谷合 正明君  
小泉 昭男君  
浮島とも子君  
山本 遠山君  
山本 澤雄二君  
香苗君  
常田 享詳君  
田浦 直君  
鈴木 政二君  
泉 信也君  
景山俊太郎君  
狩野 安君

出席者は左のとおり。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辭任

藤本祐司君 榎葉賀津也君

ある。

災害対策特別委員会

璣事 田林 公立和

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)

## 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案(閣法第七号)

## 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

地方分権改革推進法案(閣法第九号)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五  
条第一項の規定に基づき、特三船舶の入港を禁  
止する。

第一項の規定に基き 特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第一二号)

## 外国為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に

基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を

求めるの件（閣承認第三号）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決  
（二月二日）

した旨衆議院に通知した。

て発生したテロリストによる攻撃等に対応して

行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の協力ニ付ニ一哉ガ國々莫迦ニの情量ズボ開

国の活動に対して我が国が実施する措置及び関

<p>同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>災害対策特別委員 藤本 祐司君</p> <p>同日委員会において選任した理事は次のとおりである。</p> <p>災害対策特別委員会</p> <p>理事 田村 公平君</p> <p>理事 西島 英利君</p> <p>藤本 祐司君 棚葉賀津也君</p>	<p>同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。</p> <p>一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)</p> <p>特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)</p> <p>防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)</p> <p>地方分権改革推進法案(閣法第九号)</p> <p>特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第一号)</p> <p>外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第三号)</p> <p>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。</p> <p>平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関</p>
---	--



去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 総務委員

辞任

芝 博一君  
大塚 耕平君  
前川 清成君  
松岡 徹君

法務委員

辞任

鷗淵 洋子君  
島田智哉子君  
喜納 昌吉君  
遠山 清彦君

外交防衛委員

辞任

喜納 昌吉君  
白 真勲君  
大塚 耕平君  
前川 清成君  
松岡 徹君

財政金融委員

辞任

喜納 昌吉君  
白 真勲君  
水岡 俊一君  
松岡 徹君

文教科学委員

辞任

喜納 昌吉君  
水岡 俊一君  
池口 修次君  
大塚 耕平君

農林水産委員

辞任

喜納 昌吉君  
白 真勲君  
水岡 俊一君  
池口 修次君

経済産業委員

辞任

喜納 昌吉君  
白 真勲君  
水岡 俊一君  
池口 修次君

環境委員

辞任

喜納 昌吉君  
白 真勲君  
水岡 俊一君  
池口 修次君

環境委員

辞任

喜納 昌吉君  
白 真勲君  
水岡 俊一君  
池口 修次君

環境委員

辞任

喜納 昌吉君  
白 真勲君  
水岡 俊一君  
池口 修次君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

喜納 昌吉君  
白 真勲君  
水岡 俊一君  
喜納 昌吉君  
白 真勲君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員	水岡 俊一君	喜納 昌吉君	白 真勲君
文教科学委員	喜納 昌吉君	水岡 俊一君	喜納 昌吉君
農林水産委員	喜納 昌吉君	水岡 俊一君	喜納 昌吉君
経済産業委員	喜納 昌吉君	水岡 俊一君	喜納 昌吉君
環境委員	喜納 昌吉君	水岡 俊一君	喜納 昌吉君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会	高野 博師君	遠山 清彦君
國土交通委員会	谷合 正明君	（谷合正明君の補欠）

## 外交防衛委員会

辞任

喜納 昌吉君  
白 真勲君  
水岡 俊一君  
喜納 昌吉君  
白 真勲君

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

辞任

喜納 昌吉君  
白 真勲君  
水岡 俊一君  
喜納 昌吉君  
白 真勲君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本の北朝鮮に対する独自制裁に関する質問主意書(白真勲君提出)(第一二二号)

矢白別演習場内風蓮川水系のイトウ保全対策に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一三三号)

農林水産委員会選舉結果(慶子君提出)(第一四四号)

矢白別演習場内風蓮川水系のイトウ保全対策に同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

職選挙法第九十条の規定により退職者となつた。

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

同日議員長から次の報告書が提出された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関する承認を求める件(閣承認第一号)	審査報告書
--	-------

同日議員長から次の質問主意書が提出された。

中学校における履修単位の不足に関する質問主意書(蓮舫君提出)(第一六六号)
---------------------------------------

同日議員長から次の質問主意書が提出された。

同日議員長において選任した理事は次のとおりである。

官 報 (号外)

財政金融委員		辞任	補欠
広田	一君	喜納	昌吉君
峰崎	直樹君	黒岩	宇洋君
文教科学委員			
辞任	輿石 東君	水岡 俊一君	補欠
厚生労働委員			
辞任	輿石 東君	水岡 俊一君	補欠
國土交通委員			
辞任	福島みずほ君	大田 昌秀君	補欠
外交防衛委員			
辞任	水岡 俊一君	輿石 東君	補欠
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
政府開発援助等に関する特別委員			
辞任	岩城 光英君	山内 俊夫君	補欠
中川 雅治君	矢野 哲朗君	黒岩 宇洋君	
江田 五月君	広中和歌子君	福島啓史郎君	
若林 秀樹君	松下 新平君	中川 雅治君	
高野 博師君	谷合 正明君	澤 雄二君	
松 あきら君	長谷川 憲正君	松 若林	
亀井 郁夫君	亀井 郁夫君	高野 博師君	
長谷川 憲正君	昌吉君	秀樹君	
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。			
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)			
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)			
同日次の質問主意書を内閣に転送した。			
防衛厅パンフレット「防衛厅を省に」に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一四号)		同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
する質問主意書(山下八洲夫君提出)(第一五号)		昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
政府開発援助等に関する特別委員		同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
予算委員		同日議長から次の答弁書を受領した。	
辞任	中川 雅治君	補欠	
辯	浅野 勝人君		
同日議長から次の答弁書を受領した。			
参議院議員白眞勲君提出日本の北朝鮮に対する独自制裁に関する質問に対する答弁書(第一二号)			
独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書			
同日内閣から次の答弁書を受領した。			
参議院議員紙智子君提出矢白別演習場内風蓮川水系のイトウ保全対策に関する質問に対する答弁書(第一三号)			
参議院議員(第1回)審査報告書			
同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。			
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
少子高齢社会に関する調査会委員			
辞任	川口 順子君	神取 忍君	補欠
福島啓史郎君	尾辻 秀久君	蓮 航君	
広田 一君	福島みずほ君	喜納 昌吉君	
喜納 昌吉君	大田 昌秀君	伏屋 和彦	
同日議長から次の議案が提出された。			
戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(谷博之君外十一名発議)(参第一号)			
独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(谷博之君外十一名発議)(参第二号)			
同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。			
(同日任期満了による再任)			
伊東 弘文			
(同日任期満了による再任)			
池ノ内祐司			
(同日任期満了による再任)			
木村 陽子			
(同日任期満了の権垣正巳の後任)			
木内 征司			
(同日任期満了の前川尚美の後任)			
佐藤 信			

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二日任期満了による再任)

浮川 初子

(十一月九日任期満了による再任)

濱田 純一

同日内閣から、左記の者を中央労働委員会委員に任命したいので、労働組合法第十九条の三第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

岩村 正彦

(十一月十五日任期満了の山口浩一郎の後任)

赤塚 信雄

(同日任期満了の荒井史男の後任)

岡部喜代子

(同日任期満了による再任)

尾木 雄

(同日任期満了による再任)

佐藤 英善

(同日任期満了による再任)

藤村 誠

(同日任期満了による再任)

柴田 和史

(同日任期満了による再任)

菅野 和夫

(同日任期満了による再任)

曾田 多賀

(同日任期満了による再任)

野崎 薫子

(同日任期満了による再任)

林 紀子

(同日任期満了による再任)

坂東 規子

(同日任期満了による再任)

渡辺 隆一

(同日任期満了による再任)

清水 夏繪

(同日任期満了による再任)

柳 憲一郎

(同日任期満了の古郡鞆子の後任)

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

## 審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港

五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年十一月二日

国土交通委員長 大江 康弘

参議院議長 扇 千景殿

別紙

## 一 入港禁止の理由

平成十八年七月五日未明より複数回にわたり、北朝鮮から、テボドン2を含めた弾道ミサイル又は何らかの飛翔体が発射されたものと考えられる。今回、我が国を含む関係各国による事前の警告にもかかわらず発射を強行したこと

は、我が国の安全保障や国際社会の平和と安定。さらには大量破壊兵器の不拡散という観点から重大な問題であり、船舶・航空機の航行の安全に関する国際法上問題であると同時に、日

朝平壤宣言にあるミサイル発射モラトリウムにも違反する。また、六者会合の共同声明とも相容れない。今回の事案を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港

五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十八年十月十九日

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港

五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港

五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港

五条第一項の規定に基づき、別紙のとおりの特定

船舶の入港禁止の実施について、国会の承認を求める。

成十六年法律第二百二十五号。以下「法」という。) 第

五条第一項の規定に基づき、別紙のとおりの特定

船舶の入港禁止の実施について、国会の承認を求める。

(十一月一日任期満了の大澤進の後任)

高原 亮治

記

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月一日任期満了による再任)

竹田 正興

(十二月一日任期満了による再任)

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第二百十三条规定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

要領書

記

一 委員会の決定の理由

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止を実施することとしたため、同法第五条第一項の規定により国会の承認を求めるよう

とするものであり、妥当な措置と認める。

一 費用

本件に係る措置の実施のため、特に費用を要しない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港

五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港

参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿



口 我が國又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対し、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資すること。

第十三条に次の一項を加える。

3 機構は、前二項の業務のほか、外務大臣が適当と認める場合には、本邦又は外国において政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、開発途上地域の経済及び社会の開發若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行うことができる。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条 機構は、前条第一項第二号に規定する業務について、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。

2 機構は、一般的の金融機関が通常の条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合に限り、前条第一項第二号に規定する業務を行なうことができる。

3 機構は、開発事業に係る事業計画又は前条第一項第二号イの経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合に限り、同号に規定する業務を行うことができる。

(委託並びに委託業務に從事する銀行等の役員及び職員の地位)

第十五条 機構は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)に規定する長期

信用銀行その他政令で定める金融機関(以下この条において「銀行等」という。)に対し、有償資金協力に関する業務(第十三条第一項第二号に規定する業務並びに同項第八号及び第九号並びに同条第三項に規定する業務のうち有償資金協

力に係るものをいい、以下「有償資金協力業務」という。)の一部を委託することができる。

2 前項の規定により機構の業務の委託を受けた銀行等(以下「受託者」という。)の役員及び職員

でその委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により

公務に従事する職員とみなす。

第二十四条を第四十八条とする。

第二十三条を第六章とする。

第二十一条を削り、第四章中第二十条を第四十

四条とする。

第二十二条を第四十七条とする。

第二十三条中「役員」の下に「又は職員」を加え、同

条に次の四号を加える。

三 この法律の規定により主務大臣の認可を受

けなければならない場合において、その認可

を受けなかつたとき。

四 この法律の規定により財務大臣又は主務大

臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十三条第一項の規定に違反して資金の

借り入れ又は債券の発行をしたとき。

六 第三十三条の規定に違反して業務上の余裕

金を運用したとき。

第二十三条を第四十七条とする。

第二十二条中「漏らした」を「漏らし、又は盗用した」に改め、同条を第四十五条とし、同条の次

に次の二条を加える。

二 第十七条第一項第一号に掲げる業務に関

し、第三十一条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十五条第三項の規定による承認をしようとするとき。

第十八条第二項中「関係行政機関の長」の下に「第一号及び第二号の場合にあつては、」を加え、同項各号中「第三号から第六号まで」を「第四号から第七号まで」に改め、同項に次の一号を加え

る。

第十九条中「機構」を「この法律及び機構」に、

「主務大臣、主務省及び主務省令」を「主務大臣は、次

のとおり」に改め、同条に次の各号及び二項を加える。

三 第十三条规定第四号ハの業務に関し、機

構が国民等の協力活動を志望するものに委託

して行う事業として適當なものを認めようとするとき。

四 第十八条第三項を次のように改める。

3 外務大臣は、第十三条第一項第二号に規定す

る業務に関し、第一号から第四号までの場合に

あつては財務大臣及び経済産業大臣に、第五号

及び第六号の場合にあつては経済産業大臣に協

議しなければならない。

一 第十三条第一項第二号の規定により貸付け

又は出資を受ける者を指定しようとするとき。

二 第四十一条第一項の規定により必要な措置を

とることを認めようとするとき。

三 通則法第二十八条第一項の規定による認可

をしようとするとき。

四 通則法第二十八条第二項の規定により外務

省令を定めようとするとき。

五 通則法第二十九条第一項の規定により中期

目標を定め、又は変更しようとするとき。

六 通則法第三十条第一項の規定による認可を

しようとするとき。

第十八条に次の一項を加える。

- 4 外務大臣は、第十三条第一項第二号イの業務に關し、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項(役員及び職員並びに財務及び会計その他の管理業務(次条第一項において「管理業務」という。)に関するものを除く。)について「管理業務」(この他の行政機関の長の意見を聽かなければならぬ。)と規定するものと認める。

関係行政機関の長の意見を聽かなければならぬ。

一 通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき 同

条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

二 通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき 同条第二項第一号、第二号及び第七号に掲げる事項

三 第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

(報告及び検査)

- 第三十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託者が委託を受けた業務の範囲内で、当該受託者に対して報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にはこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にはこれを提示しなければならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

14 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

15 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

16 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

17 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

18 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

19 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

20 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

21 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

22 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

23 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

24 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

25 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

26 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

27 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

28 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(中期計画の記載事項)

- 第十六条 機構の通則法第三十条第一項に規定する中期計画に関する同条第二項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項(有償資金協力業務について)」とする。

第三章の次に次の二章を加える。

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに經理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

1 第十三条规定する業務(有償資金協力業務を除く。)

2 有償資金協力業務

3 有償資金協力業務

4 内閣は、有償資金協力業務に係る予算について、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を國の予算とともに国会に提出しなければならない。

5 有償資金協力業務に係る予算の形式及び内容については、財務大臣が、主務大臣と協議して定める。

6 有償資金協力業務に係る予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

7 前条の有償資金協力業務に係る予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

8 一 当該事業年度の有償資金協力業務に係る事業計画及び資金計画に関する書類

9 二 前々年度の有償資金協力業務に係る損益計算書、貸借対照表及び財産目録

10 三 前年度及び当該事業年度の有償資金協力業務に係る予定損益計算書及び予定貸借対照表

11 四 その他当該予算の参考となる書類

12 五 有償資金協力業務に係る予備費

13 六 予見し難い事由による支出の予算の不足を補うため 有償資金協力業務に係る予算の不

配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、通則法第四十五条第一項及びこの法律第三十二条第一項の規定による借入金の利子、同項又は同条第五項の規定により発行する機構債券の利子及び附屬諸費とする。

- 3 財務大臣は、第一項の規定により有償資金協力業務に係る予算を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。
- 4 内閣は、有償資金協力業務に係る予算について、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を國の予算とともに国会に提出しなければならない。
- 5 有償資金協力業務に係る予算の形式及び内容については、財務大臣が、主務大臣と協議して定める。
- 6 有償資金協力業務に係る予算の作成及び提出の手續については、財務大臣が定める。
- 7 前条の有償資金協力業務に係る予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 8 一 当該事業年度の有償資金協力業務に係る事業計画及び資金計画に関する書類
- 9 二 前々年度の有償資金協力業務に係る損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 10 三 前年度及び当該事業年度の有償資金協力業務に係る予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 11 四 その他当該予算の参考となる書類
- 12 五 有償資金協力業務に係る予備費
- 13 六 予見し難い事由による支出の予算の不足を補うため 有償資金協力業務に係る予算の不

予備費を設けることができる。

(有償資金協力業務に係る予算の議決)

第二十一条 有償資金協力業務に係る予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(有償資金協力業務に係る予算の通知)

第二十二条 内閣は、有償資金協力業務に係る予算が国会の議決を経たときは、主務大臣を経由して、直ちにその旨を機関に通知するものとする。

2 機構は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、当該予算を執行することができない。

3 財務大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(有償資金協力業務に係る補正予算)

第二十三条 機構は、有償資金協力業務に係る予算の作成後に生じた事由に基づき当該予算に変更を加える必要がある場合には、有償資金協力業務に係る補正予算を作成し、これに当該補正予算の作成により変更した第十九条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の有償資金協力業務に係る予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添え、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算是、当該予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

2 第十八条第二項から第六項まで及び前二条の規定は、前項の規定による有償資金協力業務に係る補正予算について準用する。

(有償資金協力業務に係る暫定予算)

第二十四条 機構は、必要に応じて、事業年度のうちの一定期間にについての有償資金協力業務

に係る暫定予算を作成し、これに有償資金協力業務に係る当該期間の事業計画及び資金計画その他該暫定予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。

2 第十八条第二項から第六項まで、第二十一条及び第二十二条の規定は、前項の規定による有償資金協力業務に係る暫定予算について準用する。

3 有償資金協力業務に係る暫定予算は、その事業年度の有償資金協力業務に係る予算が成立したときは失効するものとし、有償資金協力業務に係る暫定予算に基づく支出があるときは、これをその事業年度の有償資金協力業務に係る予算に基づいてしたものとみなす。

(有償資金協力業務に係る予算の執行)

第二十五条 機構は、有償資金協力業務に係る支出の予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。

2 機構は、前項の規定により承認を受けようとするときは、主務大臣を経由してしなければならない。

3 財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

えて置き、財務省令で定める期間、一般的の閲覧に供しなければならない。

3 機構は、有償資金協力業務に係る決算を完結したときは、遅滞なく、その事業年度の有償資金協力業務に係る業務報告書を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般的の閲覧に供しなければならない。

4 第二項に規定する附属明細書及び前項に規定する業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

5 有償資金協力業務に係る財務諸表については、通則法第三十八条の規定は、適用しない。

(有償資金協力業務に係る決算)

第二十九条 機構は、毎事業年度の有償資金協力業務に係る決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

第三十条 機構は、有償資金協力業務に係る決算完結後、有償資金協力業務に係る予算の区分に従い、毎事業年度の有償資金協力業務に係る決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第二十八条第一項の規定により財務大臣に届け出た有償資金協力業務に係る財務諸表を添え、遅滞なく、主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により有償資金協力業務に係る決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により有償資金協力業務に係る決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、これを官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えたときは、これを内閣に送付しなければならない。

官報 (号外)

ときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国が歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による有償資金協力業務に係る決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5 第一項に規定する有償資金協力業務に係る決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

6 第二十八条第五項の規定は、有償資金協力業務に係る決算報告書について準用する。

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十一条 機構は、一般勘定について、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十七条第一項第一号に掲げる業務の財源に充てることができる。

2 外務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、外務省の独立行政

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余額を国庫に納付しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、一般勘定に係る納付金の納付の手続を定める。

5 機構は、有償資金協力勘定について、毎事業年度、その損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額を、準備金として、有償資金協力勘定に整理された資本金の額と同額に達するまでは、積み立てなければならぬ。

6 機構は、有償資金協力勘定について、毎事業年度、その損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

7 第五項の準備金は、有償資金協力勘定において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

8 機構は、第五項の規定による残余の額から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

9 政府は、前項の規定による納付金の一部を、政令で定めるところにより、その事業年度中ににおいて概算で納付させることができる。

10 前項に定めるものほか、第八項の規定によ

る有償資金協力勘定に係る納付金の納付の手続を定める。

11 有償資金協力勘定については、通則法第四十条の規定は、適用しない。

(有償資金協力勘定における長期借入金及び国際協力機構債券)

第三十二条 機構は、有償資金協力業務を行つたために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入金をし、又は国際協力機構債券(以下「機構債券」という。)を発行することができる。

12 前項の規定による長期借入金又は機構債券の発行により調達した資金は、有償資金協力勘定に帰属させなければならない。

13 機構は、毎事業年度 政令で定めるところに発行により調達した資金は、有償資金協力勘定に必要な事項は、政令で定める。

14 第二項の規定による機構債券の発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

15 機構は、第一項の規定により機構債券を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

16 第一項に定めるもののほか、機構債券は、機構債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、機構債券を発行することができる。

17 第一項又は前項の規定により発行する機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

18 前項の先取特権の順位は、民法による

もつて定める金額の範囲内において、第三十二条

第一条の規定により発行する機構債券に係る

債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に

関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法

律第五十一号。以下この条において「外資受入

法」という。)第二条の規定により政府が保証契

約をすることができる債務を除く。第三項にお

いて同じ。)について、保証契約をすることがで

きる。

2 前項の予算をもつて定める金額のうち、外国

を発行地とする本邦通貨をもつて表示する機構

債券に係る債務についての金額は、外資受入法

第二条第二項に規定する予算をもつて定める金

額と区別して定めることができるときは、

当該金額と合算して定めることができる。

3 政府は、第一項の規定によるほか、機構が第

三十二条第五項の規定により発行する機構債券

に係る債務について、保証契約をすることができる。

4 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)

第四十五条第一項又は日本政策投資銀行法(平

成十一年法律第七十三号)第四十三条第一項に

規定する銀行債券のうち外国を発行地とする本

邦通貨をもつて表示するものに係る債務につい

て予算をもつて定める金額が、国際協力銀行法

第47条第二項又は日本政策投資銀行法第四

十五条第二項の規定により外資受入法第二条第

二項に規定する予算をもつて定める金額と合算

して定められる場合には、当該銀行債券に係る債務を政府が外資受入法第二条第二項の規定により保証契約をすることができる債券に係る債務とみなして、第一項及び第二項の規定を適用

する。

(資金の交付)

第三十五条 政府は、予算の範囲内において、機

構に対し、機構が第十三条第一項第三号イに規

定する無償資金協力における贈与(以下この条

において「贈与」という。)に充てるために必要な

資金を、当該無償資金協力の計画ごとに交付す

るものとする。

2 機構は、前項の規定により交付を受けた資金

を、贈与に充てるための資金として管理しなけ

ればならない。

3 機構は、第一項の規定により資金の交付を受

けた無償資金協力の計画の完了後においてなお

当該資金に残余があるときは、その残余の額を

国庫に納付しなければならない。ただし、外務

大臣の承認を受けたときは、その残余の額の全

部又は一部を当該計画が完了した日を含む事業

年度の翌事業年度の贈与に充てることができる。

(余裕金の運用の特例)

第三十六条 機構は、通則法第四十七条の規定に

かかわらず、次の方により、有償資金協力勘

定に属する業務上の余裕金を運用することができます

かかる。この場合に当該業務の運営に係る事項

は、同法第十九条第一項及び第二項、第二十四条並

びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法

人国際協力機構」と、同法第十四条中「国」の会計

年度」とあるのは「独立行政法人国際協力機構の

事業年度」と読み替えるものとする。

附則第三条第二項中「場合には」の下に、「第四

項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並

びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法

人国際協力機構」と、同法第十四条中「国」の会計

年度」とあるのは「独立行政法人国際協力機構の

事業年度」とあるのは「外務大臣及び農林水産大臣」を「外務大臣」とあるのは「外務省令・農林水産省令」を「それぞれ外務大臣及び農林水産大臣並びに外務省令・農林水産省令」に、「同条中「外務大臣」とあるのは「外務大臣及び経済産業大臣」と、「外務省令」とあるのは「外務省令・経済産業省令」を「それぞれ外務大臣及び経済産業大臣並びに外務省令・経済産業省令」に改め、同条第一項第一号及び第四十七条第一号」に改める。

二 改正前国際協力銀行法第五十六条第一号に規定する役員及び職員その他の管理業務に係る権利及び義務のうち機構が承継することとされたもの

3 前項各号に掲げる業務に係る権利のうち、機構がそれらの業務を確實に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

4 第一項の承継計画書は、国際協力銀行が、政

官外(号)

- 令で定める基準に従つて作成し、外務大臣及び財務大臣の認可を受けたものでなければならぬ。
- 5 第一項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額、改正前国際協力銀行法第四十四条第二項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第三項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額とする。から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し追加して出資されたものとする。
- 6 前項の資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 7 前項の評価委員その他評価に関する必要な事項は、政令で定める。
- 8 第一項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前国際協力銀行法第四十四条第二項の規定により積立金として積み立てられている金額又は同条第三項の規定により繰越欠損金として整理されている金額は、この法律による改正後の独立行政法人国際協力機構法(以下この条、次条及び附則第六条において「新法」という。)第十七条第二項第二号に規定する有償資金協力勘定において、それぞれ新法第三十一条第五項の準備金又は同条第六項の繰越欠損金として整理しなければならない。
- 9 国際協力銀行は、第一項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したとき

は、その承継の際改正前国際協力銀行法第四十条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三条 前条第一項の規定により機構が承継する次の各号に掲げる借入金又は債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

一 改正前国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券 改正前国際協力銀行法第四十七条の規定による保証契約

二 改正前国際協力銀行法附則第十五条の規定による廃止前の海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七百七十三号。以下この号及び次条において「旧基金法」という。)第二十九条の二第一項の長期借入金及び海外経済協力基金債券 旧基金法第二十九条の四の規定による保証契約

三 前項の銀行債券及び海外経済協力基金債券は、新法第三十二条第六項及び第七項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券とみなす。

四 附則第二条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

五 附則第二条第一項の規定により機関が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

六 附則第二条第一項の規定により機関が國際協力銀行法の一部改正

第七条 施行日前に改正前国際協力銀行法(第十一条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第七百三号)又は新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八条 附則第二条第一項の規定により機関が国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券並びに改正前国際協力銀行法附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第三十九条の二

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十一年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第二十五号及び第三百四十八条第二項第二十八号中「第三号イ、口若しくは二又は第四号イ」を「第四号イ、口若しくは二又は第五号イ」に改める。

六号)の一部を次のように改正する。

四十八第二項第二十八号中「第三号イ、口若しくは二又は第四号イ」を「第四号イ、口若しくは二又は第五号イ」に改める。

二 前項の国際協力銀行債券、外貨債券等又は海外経済協力基金債券の債権者は、機関又は国際協力銀行の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

三 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

四 十八条第二項第二十八号中「第三号イ、口若しくは二又は第四号イ」を「第四号イ、口若しくは二又は第五号イ」に改める。

五 前項の外貨債券等及び旧基金法第二十九条の二第一項の海外経済協力基金債券に係る債務については、機関及び国際協力銀行が連帶して弁済の責めに任ずる。

六 第七十三条の四第一項第二十五号及び第三百四十八条第二項第二十八号中「第三号イ、口若しくは二又は第四号イ」を「第四号イ、口若しくは二又は第五号イ」に改める。

七 第七十三条の四第一項第二十五号及び第三百四十八条第二項第二十八号中「第三号イ、口若しくは二又は第四号イ」を「第四号イ、口若しくは二又は第五号イ」に改める。

八 第七十三条の四第一項第二十五号及び第三百四十八条第二項第二十八号中「第三号イ、口若しくは二又は第四号イ」を「第四号イ、口若しくは二又は第五号イ」に改める。

九 第七十三条の四第一項第二十五号及び第三百四十八条第二項第二十八号中「第三号イ、口若しくは二又は第四号イ」を「第四号イ、口若しくは二又は第五号イ」に改める。



(号) 外 報

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等  
に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十八年十一月七日

提出者

参議院議長 扇 千景殿  
外交防衛委員長 柏村 武昭

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等  
に関する法律

昭和三十一年から昭和三十四年までの間に実施  
されたドミニカ共和国への移住においては、国が  
企画及び立案を行い、財團法人日本海外協会連合  
会が移住者の募集等の実施事務を行うことにより  
その事業が進められたところ、その全期間を通じ  
て、入植予定地の事前調査や移住条件についての  
情報提供が適切に行われなかつたこと等により、  
移住者の生活基盤の構築に多大な困難を生じさせ、その後の同国の社会経済情勢の著しい変動や  
全土にわたる自然災害の頻発等とあいまつて、移  
住者は、長年にわたる労苦を余儀なくされた。こ  
のように、同国への移住については、他の移住先  
には見られない特有かつ特別の事情があつたと認  
められる。

ここに、移住者に多大な労苦をかけたことにつ  
いて、国として率直に反省し、特別一時金を支給  
すること等により、移住者の努力に報い、かつ、  
移住者が幾多の苦境を乗り越えて我が国とドミニ  
カ共和国との友好関係の発展に寄与してきたこと  
に深い敬意を表するとともに、かつての同国への  
移住に関する経緯を超え、引き続き、両国の良好

な関係の発展に資するよう、この法律を制定す  
る。

(趣旨)

第一条 この法律は、ドミニカ移住者に対する特  
別一時金の支給等に關し必要な事項を定めるも  
のとする。

(定義)

第二条 この法律において「ドミニカ移住者」と  
は、昭和三十一年から昭和三十四年までの間  
に、財團法人日本海外協会連合会が行つた募集  
に応じ、選定されて、ドミニカ共和国に移住し  
た者をいう。

(特別一時金の支給及び権利の認定)

第三条 ドミニカ移住者(ドミニカ移住者がこの  
法律の施行前に死亡している場合にあっては、  
その遺族)には、特別一時金を支給する。  
2 特別一時金の支給を受ける権利の認定は、こ  
れを受けようとする者の請求に基づいて、外務  
大臣が行う。

3 国内に居住地を有しない者が行う前項の請求  
は、当該請求を行う者の居住地を管轄する領事  
官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館  
の長又はその事務を代理する者を含む。以下こ  
の項において同じ。)その他最寄りの領事官(領  
事官を経由した請求を行うことが著しく困難で  
ある地域として外務省令で定める地域にあつて  
は、外務省令で定める者とする。)を経由して行  
うことができる。

4 孫(施行日において遺族以外の者の養子とな  
つている者を除く。)

5 祖父母

6 兄弟姉妹(施行日において遺族以外の者の  
養子となつている者を除く。)

7 第二号において同号の順位から除かれてい  
る孫

(遺族の範囲)  
第四条 特別一時金の支給を受けるべき遺族の範  
囲は、この法律の施行前に死亡したドミニカ移  
住者(次条第一項第一号において「施行前死亡移  
住者」という。)のこの法律の施行の時における  
配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚  
姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同  
じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とす  
る。

第五条 特別一時金の支給を受けるべき遺族の順  
位は、次に掲げる順序による。ただし、同順位  
の父母については、養父母を先にし実父母を後  
にし、同順位の祖父母については、養父母の父  
母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父  
母を先にし実父母を後にする。

一 配偶者(施行前死亡移住者の死亡の日以後  
この法律の施行の日(以下「施行日」という。)  
の前日以前に、前条に規定する遺族(以下こ  
の項において「遺族」という。)以外の者の養子  
となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除  
く。)  
2 子(施行日において遺族以外の者の養子と  
なつている者を除く。)  
3 父母

4 特別一時金の支給を受けるべき同順位の遺族  
が二人以上あるときは、その一人のした特別一  
時金の支給の請求は、全員のためにその全額に  
つきしたものとみなし、その一人に対しても  
特別一時金の支給を受ける権利の認定は、全員  
に対してもしたものとみなす。

(請求期限)  
第六条 特別一時金の支給の請求は、平成二十年  
一月三十一日までに行わなければならない。  
2 前項の期間内に特別一時金の支給の請求をし  
なかつた者には、特別一時金を支給しない。  
(特別一時金の額)

第七条 特別一時金の額は、次の各号に掲げるド  
ミニカ移住者の区分に応じ、当該各号に定める  
額とする。  
イ 本邦に永住する目的又は本邦に帰国して  
ドミニカ共和国以外の国若しくは地域へ移  
住する目的で、昭和三十七年三月十九日ま  
でにドミニカ共和国から出国した者

九 第六号において同号の順位から除かれてい  
る兄弟姉妹  
十 第一号において同号の順位から除かれてい  
る配偶者  
2 前項の規定により特別一時金の支給を受ける  
べき順位にある遺族が、施行日以後引き続き六  
月以上生死不明の場合において、同順位者がな  
いときは、次順位者の請求により、当該次順位  
者(当該次順位者と同順位の他の遺族があると  
きは、そのすべての同順位者)を特別一時金の  
支給を受けるべき順位の遺族とみなすことがで  
きる。

十一 第一号において同号の順位から除かれてい  
る兄弟姉妹  
十二 第一号において同号の順位から除かれてい  
る配偶者  
2 前項の規定により特別一時金の支給を受ける  
べき順位にある遺族が、施行日以後引き続き六  
月以上生死不明の場合において、同順位者がな  
いときは、次順位者の請求により、当該次順位  
者(当該次順位者と同順位の他の遺族があると  
きは、そのすべての同順位者)を特別一時金の  
支給を受けるべき順位の遺族とみなすことがで  
きる。

口 本邦に帰国することなくドミニカ共和国

以外の国又は地域へ移住する目的で、昭和

三十八年三月八日までにドミニカ共和国か

ら出国した者

二 前号に掲げる者以外の者 百二十万円

2 ドミニカ共和国への移住に伴う特有かつ特別の事情に起因して、その移住事業の経緯及び実態並びにドミニカ移住者の実情を明らかにするための諸活動について負担をする等特別の労苦があつた者として外務大臣が認めるドミニカ移住者に係る特別一時金の額は、当該ドミニカ移住者一人につき前項各号に定める金額に八十円を加算した額とする。

(特別一時金の支給を受ける権利の承継)

第八条 特別一時金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特別一時金の支給の請求をしていなかつたときは、その者の相続人は、自己の名で、当該特別一時金の支給を請求することができる。

2 第五条第三項の規定は、前項の規定により特別一時金の支給を受けることができる同順位の相続人が二人以上ある場合について準用する。(譲渡等の禁止)

第九条 特別一時金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。(非課税)

第十一条 租税その他の公課は、特別一時金を標準

として、課することができない。

(ドミニカ移住者の支援等を行う民間の団体の活動に対する援助等)

第十一條 国は、ドミニカ移住者及びその家族の活動を行う民間の団体の当該活動に対する援助(第七条第二項に規定する諸活動について特別の負担をした者に対しその費用の一部を補てること)に対する援助として、資金を供与することを含むものとし、国の供与する当該資金の総額は、邦貨二千万円に相当する額とする。

その他必要な施策を講ずるものとする。

(外務省令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、特別一時金の支給の請求の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、外務省令で定める。

### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一條の規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 前項の規定にかかるはず、特別一時金の支給を受ける権利の認定は、同項ただし書に規定する政令で定める日の前日までの間は、行わないものとする。

清水嘉与子君	椎名 一保君
陣内 孝雄君	高野 博師君
世耕 弘成君	谷合 正明君
田中 直紀君	西田 実仁君
関谷 勝嗣君	坂本由紀子君
山村 裕君	櫻井 新君
常田 享詳君	佐藤 泰三君
中川 雅治君	小泉 昭男君
中島 啓雄君	河合 常則君
岡田 直樹君	岸 宏一君
青木 幹雄君	北岡 秀二君
秋元 司君	木村 仁君
荒井 正吾君	岸 信夫君
市川 一朗君	川口 順子君
中村 博彦君	若林 正俊君
野上浩太郎君	山下 英利君
野村 哲郎君	山本 順三君
中曾根弘文君	吉村剛太郎君
橋本 聖子君	澤木 昭三君
藤野 公孝君	澤木 清寛君
林 芳正君	浮島とも子君
保坂 三蔵君	加藤 修一君
松田 岩夫君	木庭健太郎君
野村 祥史君	木庭健太郎君
野村 哲郎君	吉村剛太郎君
中澤 哲朗君	白浜 一良君
中澤 哲朗君	西田 実仁君
中澤 哲朗君	坂本由紀子君
中澤 哲朗君	高野 博師君
中澤 哲朗君	谷合 正明君
中澤 哲朗君	西田 実仁君

官 報 (号 外)

平成十八年十一月八日

參議院會議錄第九号

投票者氏名

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

平成十八年十一月八日 参議院会議録第九号

投票者氏名

佐藤	道夫君	櫻井	充君	島田智哉子君
芝	博一君	鈴木	寛君	主濱 了君
下田	敦子君	高嶋	良充君	辻 泰弘君
榛葉賀津也君	富岡由紀夫君	内藤	正光君	那谷屋正義君
田名部匡省君	津田弥太郎君	西岡	武夫君	羽田雄一郎君
千葉 景子君	内藤	正光君	林 久美子君	直嶋 正行君
津田弥太郎君	西岡	武夫君	広中和歌子君	那谷屋正義君
富岡由紀夫君	白 真勲君	藤本	祐司君	前川 清成君
千葉 景子君	広野ただし君	前田	武志君	福山 哲郎君
津田弥太郎君	藤本	祐司君	松下	新平君
内藤 正光君	広野ただし君	松岡	徹君	水岡 俊一君
西岡 武夫君	峰崎 直樹君	円 より子君	柳澤 光美君	森 ゆうこ君
白 真勲君	峰崎 直樹君	蓮 稔君	山本 孝史君	山下八洲夫君
真勲君	柳田 稔君	若林 秀樹君	山本 孝史君	和田ひろ子君
眞勲君	築瀬 進君	荒木 清寛君	山本 孝史君	魚住裕一郎君
眞勲君	柳田 稔君	浮島とも子君	和田ひろ子君	和田ひろ子君
眞勲君	峰崎 直樹君	草川 昭三君	渡辺 秀央君	木庭健太郎君
眞勲君	峰崎 直樹君	高野 博師君	加藤 修一君	白浜 一良君
眞勲君	峰崎 直樹君	遠山 清彦君	谷合 正明君	西田 寒仁君

賛成者氏名  
國家公務員等の任命に関する件「電波監理審議会委員(浮川初子君及び濱田純一君)」

狩野	安君	景山俊太郎君
柏村	武昭君	片山虎之助君
神取	忍君	川口 順子君
河合	常則君	木村 仁君
岸	宏一君	北岡 秀二君
岸	信夫君	北川イツセイ君
岸	哲男君	国井 正幸君
岸	正勝君	小泉 昭男君
小池	正勝君	小斎平敏文君
小泉	顯雄君	佐藤 泰三君
鴻池	祥肇君	櫻井 新君
坂本	由紀子君	未松 信介君
清水	嘉与子君	樺名 一保君
陣内	孝雄君	閑口 昌一君
世耕	弘成君	田浦 直君
閑谷	勝嗣君	田中 公平君
田中	直紀君	伊達 忠一君
田村	耕太郎君	段本 幸男君
竹山	裕君	鶴保 康介君
常田	享詳君	中川 義雄君
中村	博彦君	中曾根弘文君
中村	二之湯 智君	二之湯 智君
林	芳正君	野村 哲郎君
保坂	三藏君	橋本 聖子君
松村	岩夫君	藤野 公孝君
松村	龍二君	舛添 要一君
矢野	哲朗君	水落 敏栄君
山内	俊夫君	山内 祥史君

反对者氏名

山崎	力君	山崎	正昭君
山下	英利君	山本	一太君
若林	順三君	吉村剛太郎君	
荒木	正俊君	脇	雅史君
浮島とも子君		加藤	修一君
草川	昭三君	木庭健太郎君	
澤	雄二君	魚住裕一郎君	
高野	博師君	白浜	一良君
遠山	清彦君	谷合	正明君
浜田	昌良君	西田	実仁君
弘友	和夫君	福本	潤一君
松	あきら君	浜口那津男君	
山下	栄一君	山本	香苗君
山本	保君	鰐淵	洋子君
井上	哲士君	緒方	靖夫君
紙	智子君	小池	晃君
仁比	聰平君	大門実紀史君	
又市	征治君	吉川	春子君
近藤	正道君	田	英夫君
福島みづほ君		渕上	貞雄君
田村		亀井	郁夫君
秀昭君		荒井	広幸君
足立	信也君	浅尾慶一郎君	
朝日	俊弘君	伊藤	基隆君
家西		池口	修次君
直史君		今泉	昭君



官 報 (号 外)

平成十八年十一月八日 参議院会議録第九号

投票者氏名

## 官報(号外)

平成十八年十一月八日 参議院会議録第九号

投票者氏名

西田 実仁君	浜田 昌良君	岡田 広君	荻原 健司君
浜四津敏子君	松 あきら君	加治屋義人君	廣野 健太郎君
福本 潤一君	山下 栄一君	狩野 安君	加納 時男君
山口那津男君	柏村 武昭君	片山虎之助君	景山 俊太郎君
山本 香苗君	山本 保君	吉村剛太郎君	山崎 正昭君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君	山本 一太君	矢野 哲朗君
田村 秀昭君	紙 智子君	吉村 基隆君	藤末 健三君
鈴木 陽悦君	小池 晃君	浅尾慶一郎君	山本 順三君
井上 哲士君	緒方 靖夫君	岸 宏一君	山下 英利君
紙 智子君	小池 晃君	岸 常則君	山崎 山崎
小林美恵子君	大門実紀史君	北岡 秀二君	松村 祥史君
仁比 聰平君	吉川 春子君	小池 正勝君	林 久美子君
近藤 正道君	田 英夫君	岸 哲男君	広野 ただし君
福島みづほ君	渕上 貞雄君	坂本由紀子君	藤末 健三君
又市 征治君	吉川 春子君	清水嘉与子君	福山 哲郎君
岡田 直樹君	田 英夫君	鴻池 祥肇君	藤本 祐司君
尾辻 秀久君	渕上 貞雄君	坂本由紀子君	前田 武志君
市川 一朗君	吉川 春子君	岸 宏一君	松下 新平君
魚住 幹雄君	田 英夫君	北岡 秀二君	松岡 徹君
荒井 正吾君	渕上 貞雄君	秀二君	円 より子君
中曾根弘文君	伊達 忠一君	岸 信夫君	朝日 俊弘君
野村 哲郎君	田 公平君	木下 修次君	足立 信也君
二之湯 智君	田 浩一君	今泉 昭君	家西 悟君
中川 義雄君	田 浩一君	江田 五月君	若林 正俊君
鶴保 康介君	田 浩一君	尾立 源幸君	山下 順三君
外添 藤野 橋本 野村	段本 幸男君	大塚 康弘君	山崎 山崎
要一君 聖子君	中川 義雄君	加藤 敏幸君	松村 龍二君
公孝君	中曾根弘文君	木俣 佳丈君	力君
芳正君	野村 哲郎君	工藤堅太郎君	直嶋 直樹君
三蔵君	二之湯 智君	佐藤 彰君	峰崎 直樹君
岩夫君	中川 義雄君	木俣 佳丈君	柳澤 光美君
保坂 林 南野知恵子君	中島 啓雄君	工藤堅太郎君	森 ゆうこ君
三蔵君	中島 啓雄君	佐藤 泰介君	水岡 俊一君
西岡 武夫君	野上浩太郎君	木庭健太郎君	羽田 雄一郎君
内藤 富岡由紀夫君	千葉 景子君	白浜 一良君	林 久美子君
正光君	津田弥太郎君	谷合 正明君	広田 一君
辻 泰弘君	榛葉賀津也君	木庭健太郎君	福山 哲郎君
那谷屋正義君	田名部匡省君	白浜 一良君	藤本 祐司君
正行君	千葉 景子君	浜四津敏子君	前田 武志君
吉川 春子君	鰐淵 洋子君	西田 実仁君	松下 新平君
春子君	山本 香苗君	浜四津敏子君	松岡 徹君
大門実紀史君	山口那津男君	福本 潤一君	円 より子君
吉川 春子君	山本 香苗君	福本 潤一君	朝日 俊弘君
小池 晃君	鰐淵 洋子君	福本 潤一君	足立 信也君
仁比 聰平君	緒方 靖夫君	福本 潤一君	家西 悟君
近藤 正道君	小池 晃君	福本 潤一君	若林 正俊君
	紙 智子君	福本 潤一君	山下 順三君
	井上 哲士君	福本 潤一君	山崎 山崎
	山本 保君	福本 潤一君	松村 祥史君
	山下 栄一君	福本 潤一君	林 久美子君
	松 あきら君	福本 潤一君	広野 ただし君
	柏村 武昭君	福本 潤一君	藤末 健三君
	吉村剛太郎君	福本 潤一君	福山 哲郎君
	山本 一太君	福本 潤一君	藤本 祐司君
	吉村 基隆君	福本 潤一君	前田 武志君
	浅尾慶一郎君	福本 潤一君	松下 新平君
	岸 宏一君	福本 潤一君	松岡 徹君
	北岡 秀二君	福本 潤一君	円 より子君
	秀二君	福本 潤一君	朝日 俊弘君
	岸 常則君	福本 潤一君	足立 信也君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	家西 悟君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	若林 正俊君
	清水嘉与子君	福本 潤一君	山下 順三君
	鴻池 祥肇君	福本 潤一君	山崎 山崎
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松村 祥史君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	林 久美子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	広野 ただし君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤末 健三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	福山 哲郎君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤本 祐司君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	前田 武志君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松下 新平君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松岡 徹君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	円 より子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	朝日 俊弘君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	足立 信也君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	家西 悟君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	若林 正俊君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山下 順三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山崎 山崎
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松村 祥史君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	林 久美子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	広野 ただし君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤末 健三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	福山 哲郎君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤本 祐司君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	前田 武志君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松下 新平君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松岡 徹君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	円 より子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	朝日 俊弘君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	足立 信也君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	家西 悟君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	若林 正俊君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山下 順三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山崎 山崎
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松村 祥史君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	林 久美子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	広野 ただし君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤末 健三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	福山 哲郎君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤本 祐司君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	前田 武志君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松下 新平君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松岡 徹君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	円 より子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	朝日 俊弘君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	足立 信也君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	家西 悟君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	若林 正俊君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山下 順三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山崎 山崎
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松村 祥史君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	林 久美子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	広野 ただし君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤末 健三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	福山 哲郎君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤本 祐司君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	前田 武志君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松下 新平君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松岡 徹君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	円 より子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	朝日 俊弘君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	足立 信也君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	家西 悟君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	若林 正俊君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山下 順三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山崎 山崎
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松村 祥史君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	林 久美子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	広野 ただし君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤末 健三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	福山 哲郎君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤本 祐司君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	前田 武志君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松下 新平君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松岡 徹君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	円 より子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	朝日 俊弘君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	足立 信也君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	家西 悟君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	若林 正俊君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山下 順三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山崎 山崎
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松村 祥史君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	林 久美子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	広野 ただし君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤末 健三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	福山 哲郎君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤本 祐司君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	前田 武志君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松下 新平君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松岡 徹君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	円 より子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	朝日 俊弘君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	足立 信也君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	家西 悟君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	若林 正俊君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山下 順三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山崎 山崎
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松村 祥史君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	林 久美子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	広野 ただし君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤末 健三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	福山 哲郎君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤本 祐司君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	前田 武志君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松下 新平君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松岡 徹君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	円 より子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	朝日 俊弘君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	足立 信也君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	家西 悟君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	若林 正俊君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山下 順三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山崎 山崎
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松村 祥史君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	林 久美子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	広野 ただし君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤末 健三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	福山 哲郎君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤本 祐司君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	前田 武志君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松下 新平君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松岡 徹君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	円 より子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	朝日 俊弘君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	足立 信也君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	家西 悟君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	若林 正俊君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山下 順三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山崎 山崎
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松村 祥史君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	林 久美子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	広野 ただし君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤末 健三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	福山 哲郎君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤本 祐司君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	前田 武志君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松下 新平君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松岡 徹君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	円 より子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	朝日 俊弘君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	足立 信也君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	家西 悟君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	若林 正俊君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山下 順三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山崎 山崎
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松村 祥史君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	林 久美子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	広野 ただし君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤末 健三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	福山 哲郎君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤本 祐司君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	前田 武志君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松下 新平君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松岡 徹君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	円 より子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	朝日 俊弘君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	足立 信也君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	家西 悟君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	若林 正俊君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山下 順三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山崎 山崎
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松村 祥史君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	林 久美子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	広野 ただし君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤末 健三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	福山 哲郎君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤本 祐司君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	前田 武志君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松下 新平君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松岡 徹君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	円 より子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	朝日 俊弘君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	足立 信也君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	家西 悟君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	若林 正俊君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山下 順三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	山崎 山崎
	坂本由紀子君	福本 潤一君	松村 祥史君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	林 久美子君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	広野 ただし君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤末 健三君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	福山 哲郎君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	藤本 祐司君
	坂本由紀子君	福本 潤一君	前田 武志君</

官 報 (号外)

田 英夫君	福島みずほ君	小泉 顯雄君	柳澤 光美君
潤上 貞雄君	又市 征治君	鴻池 祥肇君	山下八洲夫君
龜井 郁夫君	田村 秀昭君	坂本由紀子君	山本 孝史君
荒井 広幸君	鈴木 陽悦君	清水嘉与子君	浮島とも子君
角田 義一君		陣内 孝雄君	魚住裕一郎君
		関口 昌一君	渡辺 秀央君
		田浦 直君	大江 康弘君
		田村 公平君	大久保 勉君
		伊達 忠一君	岡崎トミ子君
		段本 幸男君	神本恵子君
		鶴保 康介君	北澤 俊美君
		中川 義雄君	木俣 佳丈君
		中曾根弘文君	加藤 敏幸君
		二之湯 智君	工藤堅太郎君
		野村 哲郎君	木庭健太郎君
		橋本 聖子君	白浜 一良君
		中島 啓雄君	澤 雄二君
		中村 博彦君	高野 博師君
		竹山 裕君	遠山 清彦君
		佐藤 道夫君	西田 實仁君
		東君	浜田 昌良君
		輿石	弘友 和夫君
		佐藤 泰介君	和田ひろ子君
		小林 元君	若林 秀樹君
		郡司 彰君	荒木 清寛君
		元君	蓮 紗君
			草川 昭三君
岩本 司君	小川 敏夫君	江田 五月君	柳田 稔君
秋元 司君	青木 幹雄君	犬塚 家西	柳澤 光美君
泉 信也君	荒井 正吾君	朝日 俊弘君	山下八洲夫君
岩永 浩美君	市川 一朗君	正俊君	山本 孝史君
小野 清子君	岡田 直樹君	悟也君	浮島とも子君
大野つや子君	萩原 健司君	信也君	魚住裕一郎君
狩野 安君	加納 時男君	正俊君	渡辺 秀央君
岡田 広君	景山俊太郎君	正俊君	大江 康弘君
加治屋義人君	片山虎之助君	正俊君	大久保 勉君
大野つや子君	川口 順子君	正俊君	岡崎トミ子君
狩野 安君	木村 仁君	正俊君	神本恵子君
柏村 武昭君	片山虎之助君	正俊君	北澤 俊美君
神取 忍君	木村 仁君	正俊君	木俣 佳丈君
河合 常則君	片山虎之助君	正俊君	加藤 敏幸君
岸 宏一君	川口 順子君	正俊君	工藤堅太郎君
北岡 秀二君	木村 仁君	正俊君	木庭健太郎君
沓掛 哲男君	片山虎之助君	正俊君	白浜 一良君
小池 正勝君	木村 仁君	正俊君	澤 雄二君
			高野 博師君
			遠山 清彦君
			西田 實仁君
			浜田 昌良君
			弘友 和夫君
			和田ひろ子君
			若林 秀樹君
			荒木 清寛君
			蓮 紗君
			草川 昭三君
犬塚 家西	朝日 俊弘君	直史君	江田 五月君
池口 修次君	脇 基隆君	昭君	柳澤 光美君
今泉 昭君	伊藤 基隆君		山下八洲夫君
			山本 孝史君
			浮島とも子君
			魚住裕一郎君
			渡辺 秀央君
			大江 康弘君
			大久保 勉君
			岡崎トミ子君
			神本恵子君
			北澤 俊美君
			木俣 佳丈君
			加藤 敏幸君
			工藤堅太郎君
			木庭健太郎君
			白浜 一良君
			澤 雄二君
			高野 博師君
			遠山 清彦君
			西田 實仁君
			浜田 昌良君
			弘友 和夫君
			和田ひろ子君
			若林 秀樹君
			荒木 清寛君
			蓮 紗君
			草川 昭三君
森 ゆうこ君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君	江田 五月君
篠瀬 進君	木村 新平君	円 より子君	柳澤 光美君
			山下八洲夫君
			山本 孝史君
			浮島とも子君
			魚住裕一郎君
			渡辺 秀央君
			大江 康弘君
			大久保 勉君
			岡崎トミ子君
			神本恵子君
			北澤 俊美君
			木俣 佳丈君
			加藤 敏幸君
			工藤堅太郎君
			木庭健太郎君
			白浜 一良君
			澤 雄二君
			高野 博師君
			遠山 清彦君
			西田 實仁君
			浜田 昌良君
			弘友 和夫君
			和田ひろ子君
			若林 秀樹君
			荒木 清寛君
			蓮 紗君
			草川 昭三君
反対者氏名	反対者氏名	反対者氏名	反対者氏名
○名	○名	○名	○名

## 柔道整復師の往療料に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年十月二十三日

大久保 勉

参議院議長 扇 千景殿

大久保 勉

大久保 勉

されたい。

三 現在の「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」(以下「留意事項」という。)第三の四では、「往療の距

離は施術所の所在地と患家の直線距離によつて算定すること」とされている。しかし、山間地等、地理的その他の条件によつて地図上の直線

距離で測るのが必ずしも適当でなく、最短経路による実測が適当である場合も考えられるが、いかなる例外も許されないので、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十八年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員大久保勉君提出柔道整復師の往療料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出柔道整復師の往

療料に関する質問に対する答弁書

一について

柔道整復師の施術に係る往療料については、

施術所の所在地と患家の所在地との間の距離(以下「往療距離」という。)を基に算定しているところであるが、これは、往療距離の移動に要する時間内に仮に当該施術所において施術を行つていれば得られたであろう施術料を補填するなどの趣旨で設定しているものである。

四について

御指摘のような算定方法の変更の事実はなく、往療距離が十六キロメートルを超える場合の往療については、従来より、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」(平成九年四月十七日付け保険発

第五十七号厚生省保険局医療課長通知)において、その取扱いを示してきているところであ

メートルを超えた往診の場合と取扱いに差異が生じているとの指摘があるが、事実か否か明らかにするとともに、事実であればその理由も併せて示されたい。

二について

「療養費等の頻度調査について」(平成十七年十月十九日付け保険発第一〇一九〇〇一号厚生労働省保険局医療課長通知)に基づく調査によると、往療料が算定された往療のうち、往療距離が八キロメートル以内のものが九割以上を占めていることから、往療距離が八キロメートルを超える往療に係る往療料については、療養費の適正化を図る観点から、当該往療に係る加算を一律としたところである。

離に係る加算を廃止し、診療報酬体系の簡素化を図りつつ、在宅医療に対する評価の充実を行つたものである。

官 (号) 外)

柔道整復師の往療料に関する質問主意書

柔道整復師による往療料を算定する際の基準は、厚生労働省から発出されている「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」及び「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」において定められているものの、これらの解釈について疑義を生じせしめる事例が散見される。

そこで、これらの解釈について、以下のとおり質問する。

一 診療報酬では、医師の往診料は距離に関わらず一律六百五十点とされている。これに対し、柔道整復師の往療料は、平成十八年五月二十三日の「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について(通知)」(保発第〇五二四〇〇一号)(以下「旧算定方法」という。)では、片道十六キロメートルを超えた場合の扱いについて定めがなかつた。

(通知)「(保発第〇五二四〇〇一号)(以下「旧算定方法」という。)では、片道十六キロメートルを超えた場合の扱いについて定めがなかつた。

旧算定方法から新算定方法への変更がどのように過程を経て決定されたのか明らかにされたい。また、変更した理由についても併せて示されたい。

柔道整復師の施術に係る往療料については、施術所の所在地と患家の所在地との間の距離(以下「往療距離」という。)を基に算定しているところであるが、これは、往療距離の移動に要する時間内に仮に当該施術所において施術を行つていれば得られたであろう施術料を補填するなどの趣旨で設定しているものである。

一方、医師の診療に係る往診料については、保険医療機関の所在地と患家の所在地との間の距離(以下「往診距離」という。)を基に算定しているところであるが、平成四年度の診療報酬改定において、中央社会保険医療協議会の議論を経て、往診料の点数を引き上げる一方、往診距

離による加算を廃止し、診療報酬体系の簡素化を図りつつ、在宅医療に対する評価の充実を行つたものである。

二 新算定方法において、片道八キロメートルを超える場合には一律加算とした理由を明らかに

たい。また、往療料のみが全額患者負担とされていることについて、医師による片道十六キロ

官報(号外)

五について

往診距離が十六キロメートルを超える場合であつて、当該施術所からの往療を必要とする絶対的な理由がない場合には、当該往療に係る往療料その他の療養費は算定できない。

また、往診距離が十六キロメートルを超える場合であつて、当該保険医療機関からの往診を必要とする絶対的な理由がない場合には、当該往診に係る往療料その他の診療報酬は算定できない取扱いとしており、御指摘のような事実はない。

本事業の費用対効果については、既に二〇〇二年の第二回事業計画変更の時点において〇・八三と発表されたため、会計検査院においても二〇〇二年度の特定検査対象とし、「今後とも本件事業において適正かつ経済的・効率的・効果的な事業運営が実施されているか引き続き注視していく」ととする。」と報告している。しかしこの報告は、農林水産省からの不十分な情報開示内容をもとにしているにすぎないため、指摘内容も不十分のそしりを免れず、事業の根本的な再検討を促すものとはなっていない。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

官 告  
仁比 聰平

参議院議長 扇 千景殿

国営諫早湾干拓事業の費用対効果に関する質問主意書

無駄で有害な公事業の代表と言われる国営諫早湾干拓事業（以下「本事業」という。）について、九州農政局が事業再評価第三者委員会に先般提出した資料によると、現在の本事業の費用対効果は事業者自身の試算においても〇・八一とされ、土

物、道路・鉄道、その他）ごとの現況被害額（事業実施前の堤防の決壊による浸水等によって生ずる経済的評価可能な損害額）、計画被害額（事業実施後の降雨による浸水等によって生ずる経済的に評価可能な損害額）及び被害想定地域を、高潮被害・洪水被害・背後地湛水被害別に区分してそれぞれ示された。また、現況被害額及び計画被害額の積算プロセスについても併せて明らかにされたい。

二 本事業に洪水防止機能はあるのか。また、これを肯定するのであれば、その防災上のメカニズムと効果額の詳細について併せて説明されたい。

三 背後地湛水防災効果については、NGOから「調整池のマイナス一メートル管理で背後地湛水防災効果があるのは雨量の少ない時に限られる。諫早大水害時と同等の降雨量の場合でも外潮位が二・五メートルや三・五メートルの時に、またそれを上回るような集中豪雨時には外潮位とは無関係に、調整池と潮受け堤防の存在は却つて背後地湛水被害を助長させる」旨の指摘がなされている。この点につき、諫早大水害やそれを上回るような集中豪雨時における背後地湛水防災効果の有無について、その根拠を明確に数値で示した上で、政府の見解を明らかにされたい。

一 二〇〇二年の第二回事業計画変更時及び二〇〇六年の現行事業計画（以下「二〇〇二年及び二〇〇六年事業計画」という。）における災害防止効果算出に際して使用した、被害想定内容（堤防、住家、非住家、農地、農業用施設、農作

費等経費節減効果及び国土造成効果の算出に際して使用した基礎データ及び積算プロセスを、二〇〇〇年八月八日付け答弁書の形式にのつと示されたい。

五 二〇〇二年及び二〇〇六年事業計画の妥当性額算定に際して使用した、それぞれの割引率、還元率及び総合耐用年数を示されたい。また割引率、還元率及び総合耐用年数のそれぞれの算出方法を明らかにし、二〇〇二年及び二〇〇六年の数値変更の理由を具体的に示されたい。

六 五における二〇〇二年及び二〇〇六年の数値変更について、事業費から換算総事業費を算出する方法を具体的な数値と算定プロセスに基づいて示されたい。

七 事業費が当初計画の千三百五十億円から現在の二千五百三十三億円へと増加した一因として、NGOからは、談合の疑いや落札後の契約金額の増加といった、不透明な工事入札・契約実態があると指摘されている。潮受け堤防関連工事八十二件の平均落札率が九九・三パーセントという異常な高さは、官製談合の存在を強く疑わせるものであり、徹底的な調査を行うべきではないかと考えるが、事業費増加の原因についての政府の見解を示されたい。また落札後に結ばれた最終的な契約金額が落札額より大幅に増額されている実態も指摘されており、これは競争入札制度の形骸化をもたらすと考え

られるが、政府の見解を示されたい。

八 本事業の費用対効果が一・〇を割り込むといふ異常事態に陥った背景には、他の公共事業においても、その費用対効果が一・〇を「くわづかに上回るに過ぎない」という実態があるのではなか。農林水産省が最近十年間に直轄で実施している全公共事業の費用対効果を明らかにされたい。また費用対効果が一・〇を割り込むという事例が他省庁にも存在するのであれば、最近十年間における全ての事例を、農林水産省を含む関係各省庁別に明らかにされたい。

右質問する。

平成十八年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿  
参議院議員仁比聰平君提出国営諫早湾干拓事業の費用対効果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一、四から六まで及び八について  
お尋ねについては、被害の想定及び被害額の積算の集計整理等の作業が膨大となることから、お答えすることは困難である。

二について  
本事業は、潮受堤防を設置し、高潮を防止す

るとともに、その内側に設けた調整池の水位を標高マイナス一メートルとなるように管理する結果、潮汐の直接的な影響を受けなくなること、既存堤防の排水橈門の前面におけるガタ土の堆積が解消され、ミオ筋(流路)の確保が容易となることから、河川、排水路等から調整池へ

の軽減を図る機能を有するものである。なお、本事業においては、洪水に限定した効果額の算定は行っていない。

三について  
調整池の有効調整容量(七千九百万立方メートル)は、背後地における洪水に対する防災機能を確保するため、諫早湾地域における既往の最大の洪水である昭和三十二年諫早大水害の降雨を基に計画したものである。

事業費増加の原因は、試験施工の結果、当初想定していた地質条件と異なっていたことが判明したため、潮受堤防の基礎掘削を追加したこと等の工法変更及び物価変動によるものである。

また、最終的な契約金額が当初の落札額より増額されている事例については、工事着手後に明したため、潮受堤防の基礎掘削を追加したこと等の工法変更及び物価変動によるものである。

一、四から六まで及び八について  
お尋ねについては、被害の想定及び被害額の積算の集計整理等の作業が膨大となることから、お答えすることは困難である。

二について  
本事業は、潮受堤防を設置し、高潮を防止す

日本の北朝鮮に対する独自制裁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年十月二十七日

白 真勲

参議院議長 扇 千景殿

日本の北朝鮮に対する独自制裁に関する質問主意書

北朝鮮の核実験を受け、十月十一日に日本は北朝鮮への独自制裁を決定した。制裁自体は支持し得るものであるが、その内容について疑義の残る点がある。

一 日本の独自制裁措置においては、北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止が含まれる一方で、輸出に関する措置が全く含まれていない。

そこで、以下のとおり質問する。  
右質問する。

一 日本の独自制裁措置においては、北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止が含まれる一方で、輸出に関する措置が全く含まれていない。

1 日本から北朝鮮への輸出について規制をかけなかった理由を明らかにされたい。

2 仮に、第三国船が北朝鮮の依頼を受けて、日本で物品(現行の外国為替及び外貨貿易法上規制されているもの及び国際連合安全保障理事会決議第一七八号(以下「安保理決議」という。)で追加的に輸出禁止されたものを除く。)を調達し、北朝鮮に輸出することは法令上問題がないのか明らかにされたい。

参議院議員白真勲君提出日本の北朝鮮に対する独自制裁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

1 及び2について  
政府としては、平成十八年十月十一日に北朝鮮による核実験に係る我が国の当面の対応につ

て、それぞれの品目の輸出業者が所在する都道府県を上位三位まで示されたい。

二 安保理決議において、輸出規制については奢侈品が含まれる一方、輸入規制については軍関連、核・ミサイル・大量破壊兵器計画関連の特定品目等にとどまつており、日本の独自制裁と比較すると、輸出規制により厳しい措置を講じているようと思われる。

1 日本は国連において、国内で講じた措置の内容はある程度把握可能であつたと思われるが、独自制裁に奢侈品の輸出禁止措置を盛り込まなかつた理由を明らかにされたい。

2 独自制裁を講じる段階で、既に安保理決議の内容はある程度把握可能であつたと思われるが、独自制裁に奢侈品の輸出禁止措置を盛り込まなかつた理由を明らかにされたい。

右質問する。

一 日本の独自制裁措置においては、北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止が含まれる一方で、輸出に関する措置が全く含まれていない。

1 日本から北朝鮮への輸出について規制をかけなかった理由を明らかにされたい。

2 仮に、第三国船が北朝鮮の依頼を受けて、日本で物品(現行の外国為替及び外貨貿易法上規制されているもの及び国際連合安全保障理事会決議第一七八号(以下「安保理決議」という。)で追加的に輸出禁止されたものを除く。)を調達し、北朝鮮に輸出することは法令上問題がないのか明らかにされたい。

参議院議員白真勲君提出日本の北朝鮮に対する独自制裁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

1 及び2について  
政府としては、平成十八年十月十一日に北朝

3 日本が北朝鮮に輸出している品目のうち、昨年の輸出額順で上位五位に入るもののについ

いて公表したところであるが、諸般の情勢を総合的に勘案し、北朝鮮に対する措置として、すべての北朝鮮籍船の入港の禁止、北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止及び北朝鮮籍を有する者の原則入国の禁止の措置をとったところであり、今後の北朝鮮の対応、国際社会の動向等を考慮しつつ、更なる対応について検討することとしている。

一の2について  
お尋ねは、仮定の問題であり、また、具体的な事情が明らかでないため、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として言えば、御指摘のような方法で御指摘の物品を北朝鮮に輸出することは、外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)その他の法令により規制されていない限り、可能である。

一の3について  
お尋ねについては、輸出申告書に記載されている事項の整理等の作業が膨大なものになることから、お答えすることは困難である。

二の1について  
お尋ねは、関係国との交渉の経緯にかかわる事柄であることから、答弁は差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、国際連合安全保障理事会において厳しい内容の拘束力を有する決議を速やかに採択すべきであるとの基本的な考え方に基づき交渉に臨んだものである。

矢臼別演習場内風蓮川水系のイトウ保全対策に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年十月三十日

紙智子

参議院議長扇千景殿

矢臼別演習場内風蓮川水系のイトウ保全対策に関する質問主意書

陸上自衛隊矢臼別演習場内(以下「演習場内」という)の風蓮川水系で今年、自然保護団体、専門家によって絶滅危惧種イトウの生息、繁殖が確認されている。我が国のイトウは本州では既に絶滅し、北海道でも比較的大きな個体群は宗谷、根室・釧路地方などわずか六個体群とされ、成熟した雌親魚数は北海道全体でも千尾を少し超える程度と推定されている。環境省レッドリストでは絶滅危惧種I-B類に指定され、今年五月には国際自然保护連合(IUCN)のレッドリストで最も生存が危ぶまれるCRレベル(絶滅危惧種I-A類)に登録された。

一方、風蓮川水系では昭和五十年代から土砂流出防止ダムの建設が進められたことから、イトウの遡上、産卵を妨げ、生息環境を大きく悪化させたと言われている。下流域の風蓮湖・春国岱は昨年、ラムサール条約湿地に登録されたが、風蓮川水系のイトウ個体群は絶滅寸前であり、その保全

対策は急務であることから、現在、風蓮川水系に設置されている十四基のダムのイトウへの影響を調査把握するとともに、建設中二基、計画一基を含めたダムの抜本的見直し等早急な対応が求められる。

そこで、以下質問する。

一 イトウの生息状況の早急な調査について

今年、専門家が演習場内風蓮川水系の中でイトウの繁殖の可能性のある九基のダムを調査し、このうち三基で産卵・孵化を確認した。

1 防衛施設庁は、これまで「演習場内風蓮川水系ではイトウの生息は確認していない」としている。しかし、こうした重要な調査結果にかんがみ、早急に風蓮川水系におけるイトウの生息状況・産卵・孵化等の調査、ダムの影響調査を行うべきではないか。政府の認識を示されたい。

2 かつて防衛施設庁は、演習場内別寒辺牛川水系トライベツダム建設前にイトウの生息を確認したにもかかわらずダムの影響を過小評価して建設を強行し、その後、自然保護団体、専門家の指摘によって調査検討をやり直し、ダム計画見直しに至った経緯がある。そうした経緯を重く受け止め、調査時期、調査方法、調査主体など、最も適切な対応ができるよう、イトウの生息状況・産卵・孵化等の調査、ダムの影響調査に、専門家、自然保护団体の意見、経験を反映させる手立てを探る

べきではないか。政府の認識を示されたい。

3 1、2を踏まえ、生息調査結果が出るまで、建設中のダムは工事を凍結すべきではないか。政府の認識を示されたい。

二 学識経験者及び地域に精通する有識者等から成る矢臼別演習場・別寒辺牛川水系土砂流出対策等検討委員会(以下「検討委員会」という)が

今年一月に提出した最終調査報告書(以下「最終報告書」という)においては、川を濁らせる生産源土砂のほとんどを占めている「浮遊砂」「ウォッシュロード」という微小な土壤成分は、

水中で沈殿しにくくダムで食い止めることが困難だとして、水辺環境保全を前提とした土砂流出対策、植栽などを提起している。また、演習場内で頻繁に繰り返される演習が荒地を増大させ、これが凍結・融解、降雨によって表面侵食を起こし土砂の発生・流出要因となっているとも最終報告書では指摘している。最も根本的な発生源対策は、陸上自衛隊各方面隊、米国海兵隊による年間約二百五十日から三百日に及ぶ実弾射撃訓練等を減らすことだが、当面、検討委員会が提起した土砂流出対策を急ぐ必要がある。

1 演習場内別寒辺牛川水系における土砂の発生源対策事業の予算規模、事業計画、モニタリング等対策の現状をそれぞれ明らかにされたい。

2 風蓮川水系における土砂流出防止対策として、風蓮川水系は別寒辺牛川水系と同様の地質であることから、別寒辺牛川水系と同様の措置が効果的であり、早急に対策に着手すべきであると考える。風蓮川水系における土砂流出防止対策をどのように講ずるのか明らかにされたい。

### 三 既存のダムの調査について

演習場内の実弾演習による土砂流出が川下にある風蓮湖でのシジミの減少を引き起こしたため、風蓮川水系の砂防ダムの建設が進められてきた。

1 既存の十四基及び建設中の二基のダムについて、建設前に土砂の発生・流出量の調査を行っているか、それぞれ明らかにされたい。また、行つていているのであれば、調査結果の概要を示されたい。

2 既存の十四基及び建設中の二基のダムの設置場所について、その選定理由及び上流域に演習場が存在するか否か、それぞれ明らかにされたい。

3 防衛施設庁は二〇〇四年度に風蓮川水系の三か所のダム堆砂量調査を行つてゐるが、風蓮川流域第三号ダム、風蓮川流域第六号ダム、白鳥川第四号ダムが調査対象に選ばれた理由をそれぞれ明らかにされたい。

4 3の調査結果についてそれぞれ明らかにされたい。また、その調査結果についてどのよ

うに評価しているか説明されたい。

5 風蓮川水系の他のダムに関し、堆砂量調査など土砂流出防止効果の調査の必要性について政府の認識を示されたい。

四 ダムの建設中止と既存ダムの抜本的見直しについて

検討委員会によるダム撤去を視野に入れた検討の結果、トライベッダムについては撤去することが新たに環境に負荷を与えるなどとして、撤去は見送られた。この結論は、一度建設されたダムの撤去がいかに困難であるかを示している。

また、イトウは生活史が十年以上と長く、河川流域全体を利用して生活する稀少種であることから、その保全には技術的にもコスト面でも流域全体にわたる河川環境の保全による個体群の育成保全が不可欠であり、生活史全般にわたる上流から下流までの生活環境の保全とそれらをつなぐ河道の確保が必要と専門家は指摘している。

1 トライベッダムの前例にかんがみ、現在計画中の一基については慎重に対処し、イトウの生息状況、イトウへの影響、ダムの土砂流出防止効果等の調査を実施し、その結果を十分踏まえるべきであり、各種調査を行うまでには、ダムの建設を凍結すべきではないか。政府の認識を示されたい。

2 風蓮川水系の既存ダムについても、撤去を

含め抜本的に見直すべきではないか。政府の認識を示されたい。

五 風蓮川水系ダム調査検討委員会の設置について

別寒辺牛川水系については、検討委員会が設置され、専門家による調査検討が行われた。風蓮川水系についても同様に、各種調査を科学的に検討する第三者機関を設置し、公開の議論、追跡調査も含め対応できるようすべきではなか。政府の認識を示されたい。

右質問する。

平成十八年十一月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員紙智子君提出矢白別演習場内風蓮川水系のイトウ保全対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

札幌防衛施設局としては、先般、本演習場内の風蓮川水系においてイトウを発見したとの報道があつたことは承知しており、イトウが遡上する時期等に、有識者等の意見を踏まえ、イトウを発見したとされる場所の調査を行い、確認をしたいと考えている。

いざれにせよ、風蓮川水系における魚介類の保護については、札幌防衛施設局としては、矢白別演習場・別寒辺牛川水系土砂流出対策等検討委員会での検討結果をも踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えている。

官 報 (号 外)

二の 1について

平成十八年度予算においては、別寒辺牛川水系土砂流出対策として、約千六百万円を計上し、トライベツ川支流における土砂の発生源対策の事業計画を策定するための沈砂池等の実施設計を行つてゐる。

また、札幌防衛施設局においては、平成十八年度から、別寒辺牛川、トライベツ川、フッポウシ川及び西フッポウシ川の四河川を対象に、土砂流出による流域への影響について、モニタリング調査を実施している。

二の 2について

札幌防衛施設局としては、風蓮川水系における土砂流出対策については、矢臼別演習場・別寒辺牛川水系土砂流出対策等検討委員会での検討結果をも踏まえつつ、別海町と調整の上、適切に行つてしまりたいと考えている。

三の 1について

本件事業の実施に当たつては、事前に本演習場内の風蓮川支流の各流域における土砂の流出状況の調査を実施しており、本演習場から流出する土砂の主要な発生源は、重車両の走行訓練及び実弾射訓練によつてできた荒廃地であり、計画降雨時の表面浸食により発生した土砂約三十二万立方メートルが、洪水時の流水によつて流送され、河川に流出するとの調査結果が得られた。

三の 2について

本件事業については、本演習場から風蓮川支

流に流出する土砂により生ずる障害を防止し、又は軽減することを目的として実施しているところ、流出する土砂の発生場所である弾着区域等にダムを建設することは困難であることか

ら、本演習場内の風蓮川支流の下流部にダムを設置している。

三の 3について

札幌防衛施設局において、平成十六年度に実施した堆砂量の調査の対象は、比較的年数を経過したダムの堆砂状況を把握するため、設置後十年以上経過しているダムの中から選定した。

三の 4について

堆砂量は、風蓮川流域第三号ダムが約七百立方メートル、風蓮川流域第六号ダムが約五百立方メートル、白鳥川第四号ダムが約一万三千立方メートルであり、札幌防衛施設局としては、これらは、本演習場からの土砂の流出の防止に寄与しているものと考えている。

三の 5について

札幌防衛施設局としては、他のダムの堆砂状況に関する調査については、ダムの設置からの経過年数等を踏まえ、適切に判断してまいりたいと考えてゐる。現時点において、御指摘のような第三者機関を設置することは考えていない。

三の 6について

具体的な計画を有していない。

札幌防衛施設局としては、本件事業については、土砂の流出の状況、魚介類の生息状況等を踏まえ、適切に実施してまいりたいと考えている。

なお、本件事業は、風蓮川支流に流出する土

砂により生ずる障害を防止し、又は軽減することを目的とし、また、風蓮湖の漁業資源の確保にも資するものとして、別海町からの要望をも踏まえ実施しているものであり、札幌防衛施設局としては、既に完成しているダムの堤体を撤去する考えはない。

五について

札幌防衛施設局としては、風蓮川水系における土砂流出等については、矢臼別演習場・別寒辺牛川水系土砂流出対策等検討委員会での検討結果をも踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えており、現時点において、御指摘のよう第三者機関を設置することは考えていない。

四の 1及び 2について

現時点において、新たなダムを直ちに建設す

官 報 (号外)

第明治三十五年三月三十日可

平成十八年十一月八日 参議院会議録第九号

発行所
二束京都一〇五番地五八四四二五丁目虎ノ門立行政法人國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 (本体 一一〇円)